



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

障害者自立支援給付支払等システムについて

平成31年3月15日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

今後の障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム関係スケジュール

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国	説明会等		★3/7 障害保健福祉関係主管課長会議 ★3/15 障害者総合支援合同担当者説明会	★新元号施行							
	2019年度 障害福祉 サービス等 報酬改定等	通知等	報酬告示 留意事項通知 等		事務処理要領 等				★報酬改定施行		
		インタフェース 仕様書等	インタフェース仕様書(案)等		インタフェース仕様書 サービスコード表 等						
	審査支払事務の 見直し									★警告から エラーへの移行(第二段階)	
国保中央会		改元対応に係るシステム改修		2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修						★10月下旬(予定)	
		取込送信システムリリース 簡易入力システムリリース 電子請求受付システムリリース		★4/26(予定)	★4/29(予定)	統計機能対応に係るシステム改修				★11月下旬(予定) ★12月下旬(予定)	
		伝送通信ソフト (都道府県・市町村版)リリース		障害者自立支援給付支払等システムリリース				★10月中旬(予定)			
国保連合会									異動情報登録		1日～ 請求受付 開始
都道府県		改元対応に係るシステム改修		2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修						★10月下旬(予定)	
								ペンダテスト		異動情報作成	
								ペンダテスト		異動情報作成	
市町村		改元対応に係るシステム改修		2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修						★10月中旬(予定)	
								ペンダテスト			
障害福祉サービス等 事業者		改元対応に係るシステム改修		2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るシステム改修						★10月中旬(予定)	
										1日～ 請求開始	

このページは空白です。

2. 改元への対応について

このページは空白です。

事務連絡
平成 31 年 2 月 28 日

〔都道府県
指定都市
中核市〕

障害保健福祉主管課 (部) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

改元に伴う国民健康保険団体連合会とのデータ連携等にかかる対応について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づき皇位の継承に伴い、新しい元号については平成 31 年 4 月 1 日に閣議決定の上発表後、同年 5 月 1 日に行われる予定です。

これを受け、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の障害者自立支援給付支払等システムにおいて障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務等を行うための都道府県及び市町村とのデータ連携等に係る対応について、下記のとおり整理させていただきますので、各都道府県におかれましては、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者等に対し、指定都市、中核市におかれましては、指定障害福祉サービス事業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 都道府県及び市町村と国保連間のデータレイアウトについて
都道府県及び市町村が国保連に送付している各種データ（各種台帳情報等）及び国保連から都道府県及び市町村に送付している各種データ（一次審査結果資料情報等）については、日付項目を「西暦」としてデータ連携しているため、システム改修は発生しないこととなります。

〔例〕平成 31 年 5 月 1 日の場合は、「20190501」としてデータ連携

都道府県及び市町村において運用するシステムについては、画面・帳票等で和暦表示などの影響等を確認し、適宜システム改修等を行うなどご検討ください。

2. 国保連から都道府県及び市町村に送付される帳票について

(1) 新元号と旧元号の混在

障害者自立支援給付支払等システムにおいては5月から新元号での帳票出力を予定しておりますが、帳票によってはメーカー製品による改元対応（パッチ提供等）が行われていない場合、旧元号のまま表示される可能性があります。したがって、一部の帳票については新元号と旧元号が混在する可能性があります。適宜新元号に読み替えてご対応いただくようお願いいたします。

(2) 「元年」の取扱い

元号の初年については、「元年」と記載することが慣例となっており、障害者自立支援給付支払等システムから出力される帳票については「元年」と記載される予定です。

(3) 年度の取扱い

年度表記については、4月を起算とする会計年度に基づいた記載となるため、2019年4月から2020年3月の帳票については平成31年度として記載されます。

なお、各都道府県及び市町村における年度表記の取扱いについては、事務運用に支障がないよう適宜ご対応ください。

3. 障害福祉サービス事業所等における改元に伴うシステム改修について

障害福祉サービス等に係る給付費については、障害福祉サービス事業所等から国保連を経由し都道府県及び市町村に対してインターネット請求が行われているところですが、障害福祉サービス等に係る給付費の請求情報を作成するシステム等についても、各事業所等において、改元に伴うシステム改修が必要である場合が想定されます。

このため、都道府県及び市町村におかれましては、当該給付費の請求に際し、独自のシステムを利用してしている障害福祉サービス事業者等に対して、改元に伴う必要なシステム改修が行われるよう周知をお願いします。

なお、国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システム（※）については、改元に伴うシステム改修が行われる予定です。

※簡易入力システム・・・事業所の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

取込送信システム・・・簡易入力システム以外のシステム（市販の事業所業務管理ソフトウェア）で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3009)

MAIL : syougaisystem@nhlw.go.jp

3. 2019年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る システム対応について

このページは空白です。

(1)新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善加算について

【概要】

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」に、新設となる「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の体制を管理するための項目を追加する。
- 都道府県においては、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所に係る「事業所異動／訂正連絡票情報」(障害児支援の場合、「障害児施設異動／訂正連絡票情報」)を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。

※2019年10月施行分に対応したインタフェース仕様書については、後日、お示しする。

II 請求関係

- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算のサービスコードを追加する。

III 国保連の一次審査

- サービス提供年月が2019年10月以降の請求に対して、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合、算定要件を満たした事業所であるかをチェックする。

(2)障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

【概要】

消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論内容等を踏まえ、2018年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う（2019年10月実施）。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

【システムへの影響・対応】

I 単位数

- 2019年10月以降の単位数について、報酬改定後の単位数に変更する。
- 2019年10月サービス提供分以降は、消費税率引上げに伴う報酬改定に対応した単位数を設定する必要がある。
※簡易入力システム及び取込送信システムは、2019年10月リリースで対応予定。
- 事業所においては、報酬改定後の単位数で請求を行うために、簡易入力システム及び取込送信システムの更新が必要となり、インストール等の作業が発生する。

(3)就学前の障害児の発達支援の無償化について

【概要】

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化とする。

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

- 「障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」に、当該無償化の対象者を管理するための項目を追加する。
- 市町村等においては、当該無償化の対象となる受給者に係る「障害児支援受給者異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには市町村等において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。

※2019年10月施行分に対応したインタフェース仕様書については、後日、お示しする。

II 国保連の一次審査

- サービス提供年月が2019年10月以降の請求に対して、当該無償化の対象者であるかどうかのチェックを実施する。

このページは空白です。

4. 2018年度報酬改定に係る留意事項について

このページは空白です。

4. 2018年度報酬改定に係る留意事項について

○計画相談支援における経過措置について

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対してサービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、以下の「経過的服务利用支援費」又は「経過的服务継続サービス利用支援費」(旧単価)を適用することとしている。

2019年4月以降については、「経過的服务利用支援費」及び「経過的服务継続サービス利用支援費」(旧単価)は適用されず、一律新単価が適用されることになるため、指定特定相談支援事業者に対し十分に周知願いたい。

■2019年4月以降、算定不可となる請求サービスコード一覧

No	サービス内容	請求サービスコード	サービス内容略称
1	経過的服务利用支援費(Ⅰ)	521411	経過的服务利用支援Ⅰ
2		521415	経過的服务利用支援Ⅰ・居宅減算Ⅰ
3		521419	経過的服务利用支援Ⅰ・居宅減算Ⅱ
4		521423	経過的服务利用支援Ⅰ・予防減算
5	経過的服务利用支援費(Ⅱ)	521451	経過的服务利用支援Ⅱ
6		521452	経過的服务利用支援Ⅱ・居宅減算Ⅱ
7	経過的服务継続サービス利用支援費(Ⅰ)	521511	経過的服务継続支援Ⅰ
8		521515	経過的服务継続支援Ⅰ・居宅減算Ⅰ
9		521519	経過的服务継続支援Ⅰ・居宅減算Ⅱ
10		521523	経過的服务継続支援Ⅰ・予防減算
11	経過的服务継続サービス利用支援費(Ⅱ)	521551	経過的服务継続支援Ⅱ
12		521552	経過的服务継続支援Ⅱ・居宅減算Ⅱ
13		521553	経過的服务継続支援Ⅱ・居宅減算Ⅰ

4. 2018年度報酬改定に係る留意事項について

○同行援護の基本報酬について

2018年度報酬改定にて、同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化した。また、基本報酬の一本化に伴い、支給決定についても、従来の「151000:同行援護(身体介護伴う)決定」及び「152000:同行援護(身体介護伴わない)決定」は廃止となり、2018年4月以降は「153000:同行援護基本決定」及び「154000:同行援護基本決定(盲ろう者)」を使用することとした。

ただし、2018年3月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者については、支給決定を受け直すことによる利用者の申請手続き及び市町村の事務処理に係る負担を考慮し、従前の支給決定の有効期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬を算定できることとしている。

そのため、2018年4月以降、「151000:同行援護(身体介護伴う)決定」又は「152000:同行援護(身体介護伴わない)決定」の支給決定を受けていた者に対して、支給決定を更新する際は「153000:同行援護基本決定」又は「154000:同行援護基本決定(盲ろう者)」への更新が必要となっているため、改めて、対象者の把握や台帳の整備状況についてご留意頂きたい。

○自己評価結果等未公表減算について

2018年度報酬改定に伴い創設された、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける「自己評価結果等未公表減算」については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、減算することとし、2019年4月より当該減算が適用されることになっているため、事業所に対し十分に周知願いたい。

また、当該減算については、自己評価結果等の公表を行っている旨の届出が都道府県に提出されていない場合に減算することとなるため、都道府県は当該届出が提出されていない事業所に係る「障害児施設異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の
審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)については、平成30年4月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。(別添1)

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成30年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については、下記のURLに掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年10月サービス提供分(平成30年11月審査分)より、「エラー(返戻)」とする対応(「警告」から「エラー(返戻)」への移行)を行った(第一段階)。

平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー(返戻)」への移行を進める予定である(第二段階)。

また、国保連における一次審査をより効果的に実施するため、「サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」を行う等、審査内容の拡充等を行う。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告(重度)」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム(※1)において、平成30年度制度改正・報酬改定に伴う点検項目を追加する等、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

また、電子請求受付システム(※2)において、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が行われる予定である。掲載時期等については追って連絡することとする。

※1 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム

※2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを経由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム

(4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。平成31年度には台帳情報と明らかに不整合があるもの等について「エラー(返戻)」への移行(第二段階)となること等も踏まえ、効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

5. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

別添1

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール

○障害福祉サービス等給付費の効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールは、以下のとおり。

 : 国保連のテスト環境へのリリース
  : 国保連システムリリース
  : マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容		実施時期(予定)							
			2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討		 検討		順次、対応を実施			
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮審査の活用	仮審査の推奨／実施のフォロー							
4		審査機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討		 検討	 検討	 検討	順次、対応を実施		
5		警告からエラーへの移行	検討		検討	 検討	検討	 検討	順次、対応を実施	
6		審査内容の拡充	検討		検討	 検討	 検討	順次、対応を実施		
7		査定の導入	課題の検討				実施時期については課題の検討状況を踏まえて検討			
8	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の作成	検討					今後検討		
9		事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討	 (暫定版)	 (初版)		 (改版)			
10	台帳情報等整備の改善	台帳情報等整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知							
11		台帳情報等参照機能の追加			検討				順次、対応を実施	
12	自治体職員・国保連合会職員への研修		研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修		パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備			研修の実施		

このページは空白です。

6. 警告からエラーへの移行について

このページは空白です。

6. 警告からエラーへの移行について

(1) 概要

- 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する。
なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとし、第一段階として請求情報の整合性チェックに関するものを中心に149コードを2018年11月審査分よりエラーへ移行した。
- 引き続き、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェック等に関するものの移行を予定しており、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、2019年11月審査分(2019年10月サービス提供分)からエラーへ移行することを予定している。
また、2019年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるようエラーメッセージの文頭に★を付与する。
- なお、第二段階での移行対象エラーコードの検討において、一部のエラーコードについては第二段階でのエラー移行を見送り、新たに第三段階での移行時期を設けた上で、チェック要件を見直すことにより国保連合会の審査で誤りと判断できるものは可能な限りエラー(返戻)とするよう引き続き検討を行う。
- また、チェック要件等の見直し及び新たなチェックの追加は、2019年5月審査以降、順次対応する予定。

🚩: 障害者自立支援給付支払等システムのリリース

No	時期	対応内容	2018年度		2019年度		2020年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	🚩 5月					
2		警告からエラーに移行	👉 事業所への周知 警告(★)	🚩 11月				
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加		🚩 11月	🚩 5月(予定)			
4		警告からエラーに移行	👉 各種台帳情報の整備 警告(※)		🚩 11月(予定)			
5	第三段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加					🚩 5月(予定)	
6		警告からエラーに移行	👉 各種台帳情報の整備 警告(※)				🚩 11月(予定)	

6. 警告からエラーへの移行について

(2) 第二段階(2019年11月予定)の移行対象エラーコード(案)一覧

○ 第二段階(2019年11月予定)の移行対象エラーコード(案)を以下に示す。

メッセージ欄には、「★」を付与した2019年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※1)
1	EE28	★受付:事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
2	EE43	★受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
3	EE46	★受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数表と異なる値が設定されています
4	EE47	★受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致することが必要です
5	EE49	★受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています
6	EE50	★受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません
7	EE84	★受付:入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
8	EE85	★受付:家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
9	EE86	★受付:訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
10	EE87	★受付:帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
11	EE88	★受付:入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
12	EE93	★受付:欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
13	EF19	★受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
14	EF22	★受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
15	EF42	★受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
16	EF48	★受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
17	EF49	★受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません

※1 エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様)

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
18	EF50	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
19	EF51	★受付:入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません
20	EF52	★受付:特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません
21	EF53	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
22	EF54	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
23	EF55	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
24	EF57	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
25	EF58	★受付:継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
26	EF60	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません
27	EG14	★資格:請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
28	EG29	★資格:上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
29	EG30	★資格:請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
30	EG32	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています
31	EG66	★資格:重度包括の単位数単価が単価表に存在しません
32	EG67	★資格:実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています
33	EG70	★資格:受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
34	EG71	★資格:受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
35	EG87	★資格:請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません
36	EL06	★受付:「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります
37	EN02	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
38	EQ21	★受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
39	EQ22	★受付:保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています
40	EQ23	★受付:心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています
41	EQ24	★受付:特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
42	EQ43	★受付:体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています
43	EQ44	★受付:体験利用加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています
44	EQ45	★受付:体験宿泊加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています
45	EQ47	★受付:行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	EQ48	★受付:要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	EQ49	★受付:精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	PA40	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
49	PA56	★資格:受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
50	PB07	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
51	PB08	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
52	PB44	★資格:受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません
53	PB45	★受付:受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です
54	PJ25	★資格:受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
55	PJ50	★受付:障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません
56	PJ56	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
57	PJ57	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
58	PP67	★支給量:実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません
59	PP72	★支給量:算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
60	PQ38	★支給量:請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています
61	PQ39	★支給量:請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
62	PQ40	★支給量:請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
63	PQ41	★支給量:請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています
64	PQ42	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
65	PQ43	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
66	PQ44	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
67	PQ45	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
68	PQ46	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
69	PQ47	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
70	PQ48	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
71	PQ49	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
72	PQ50	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
73	PQ51	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
74	PQ52	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
75	PQ53	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
76	PQ54	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
77	PQ55	★支給量:請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています
78	PQ56	★支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年月と一致していません
79	PQ57	★支給量:請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
80	PQ58	★支給量:請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
81	PQ60	★支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
82	PQ62	★支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています
83	PQ63	★支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
84	PQ64	★支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています
85	PQ67	★支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています
86	PQ68	★支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています
87	PQ70	★支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります
88	PQ72	★支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります
89	PQ73	★支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります
90	PQ74	★支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります
91	PQ77	★支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています
92	PQ78	★支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています
93	PS81	★受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません
94	PS82	★受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません
95	PS84	★受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています
96	PT32	★受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません
97	PT87	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です
98	PT88	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です
99	PU14	★受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です
100	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています
101	PU61	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません

※2

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※1)
102	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
103	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません
104	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
105	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
106	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています

※2 No100のPU51については、複数事業所間のチェックではなく、単一事業所の実績記録票内のチェックとなるため、警告(重度)からエラーへ変更を行う。

6. 警告からエラーへの移行について

○ また、以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、2019年5月審査分(2019年4月サービス提供分)より新たに追加予定のエラーコードであるが、第二段階での移行を予定している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
2	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
3	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
4	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
5	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
6	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌日以降の年月が設定されています
7	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
8	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
9	PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
10	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
11	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
12	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
13	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
14	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
15	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
16	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
17	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
18	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

6. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
20	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
21	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
22	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
23	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)であることが必要です
24	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

(3) 警告からエラーへの移行(第一段階)における見直しについて

- 警告からエラーへの移行(第一段階)については、2018年11月審査分より実施したところである。
- 今般、以下のエラーコードにおいては制度の取扱い上、機械的にエラーと判断することができないケースがあることや、機械的にエラーと判断できることが判明したため、2019年5月審査より判定レベルの見直しを行う。

No	エラーコード	エラーメッセージ	判定レベル	
			見直し前	見直し後
①	PB57	受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です(※)	エラー	警告 (重度)
②	PU12	▲受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています	警告 (重度)	警告 (エラー移行対象)

※判定レベルの見直しと併せて、エラーメッセージを以下に変更する。

▲受付:福祉専門職員等連携加算を算定するサービス提供年月がサービス開始年月日から90日を超えています

6. 警告からエラーへの移行について

①福祉専門職員等連携加算について

- 居宅介護サービスの福祉専門職員等連携加算については、「初回の指定居宅介護等が行われた日」(報酬告示)と「社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日」(留意事項通知)は一致するものと考えられるため、加算を算定する月が請求明細書に記載する開始年月日を起算日として90日以内の月であることをチェックを行っている。
- しかしながら、社会福祉士等の訪問が初回の居宅介護等が行われた日の翌日以降になるケースがあり得ることから、判定レベルの見直しを行う。
- 社会福祉士等の訪問が初回の居宅介護等が行われた日の翌日以降になるケースの場合、初回の訪問日から90日以内の算定かどうかシステム上判断できないため、サービス開始年月日から90日を超えて算定されるものについては、「警告(重度)」とし、市町村等において適切な算定か判断いただきたい。

【報酬告示】

第1 居宅介護

4の2 福祉専門職員等連携加算

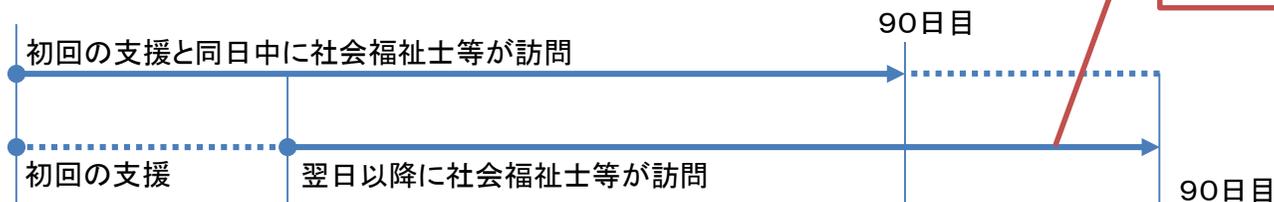
注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所(法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2及び第14の2の1において同じ。)、指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者(以下この4の2において「社会福祉士等」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、**初回の指定居宅介護等が行われた日から起算**して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

【留意事項通知】

第二の2(1)㉔

(四)本加算は、**社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算**して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。

社会福祉士等の初回訪問日が居宅介護サービスの初回の支援と異なる場合、加算の算定日が初回の支援から90日目以降となる場合がある。



6. 警告からエラーへの移行について

② 移行準備支援体制加算(Ⅰ)について

- 就労移行支援の移行準備支援体制加算(Ⅰ)については、1年間に180日を限度として算定することとなっているが、特例に該当する場合は当該期間を超えて提供することが可能と示されていたため、警告(重度)とし市町村の二次審査にて判断することとしていた。
- しかしながら、特例のケースの取扱いが以下のとおり明確となり、国保連合会の一次審査にて機械的に判断が可能であることから判定レベルの見直しを行う。
- **特例のケースにおいては、サービスの提供自体は180日を超えて提供してもよいが、あくまでも算定は180日を限度とするものであり、実績記録票の累計欄に180日を超える日数は記載しない(180日を上限)こととなる。**また、明細欄については給付費等の請求が生じないことから、180日を超える分は備考欄を含めて設定しない。
- ただし、施設外支援については、「個別支援計画に位置付けられていること」、「指定権者が、実地調査にて十分に確認する必要があること」等を踏まえ、事業所においては「特例として180日を超えて施設外支援の提供を行った場合」についても日報等を作成し記録する必要がある。

日付	曜日	サービス提供実績										利用者 確認印	備考		
		サービス提供 の状況	開始時間	終了時間	送迎加算	訪問支援特別 加算	食事提供 加算	医療連携 体制加算	通勤訓練 加算	体験利用 支援加算	移行準備 支援体制 加算				
					往	復								時間数	
1	月											1		日報あり	
2	火											1		日報あり	
3	水											1		日報あり	
4	木														
5	金														
合計					回	回	回	回	回	回	回	回	移行準備 支援体制 加算(Ⅰ)	当月 3日 累計 180日/180日	

181日目以降は未入力。

180日を上限。

7. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

このページは空白です。

7. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	審査支払事務の見直し	平成30年5月審査より、国保連合会にて一次審査が実施されることになり、その中で「同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック」が行われることになったと思うが、居宅介護サービスにおいて、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」を同一時間帯に重複して請求していた場合、国保連合会の一次審査でチェックされないのか。	<p>「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の組み合わせについては、重複して請求することはできないとして従来より整理していたところであるが、システム上、重複請求が可能な仕様となっている。 (制度としては、重複請求できない方が正しい。)</p> <p>国保連合会の一次審査において、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の組み合わせについては、警告等が発生しないため、審査支払等システムで対応するまでの間、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。</p> <p>【3/15追記】 2019年4月29日の障害者自立支援給付支払等システムのリリースにおいて、2019年4月サービス提供分以降については、「イ 居宅における身体介護が中心である場合」と「ハ 家事援助が中心である場合」の組み合わせ等、当月受付した居宅介護サービス提供実績記録票を主に、他の居宅介護サービス提供実績記録票と比較し、異なるサービス内容でサービス提供時間の重複があった場合、警告等が発生するようシステム対応を予定している。 市町村におかれては、当該警告等の内容を参考に、引き続き、二次審査において支払可否を確認いただきたい。</p>	<p>2019年3月15日開催 合同担当者説明会 追記 (旧:平成30年5月28 日付事務連絡 No26)</p>